特定除外水域航行に関する特別条項

(平成30年6月16日改正)

- **第1条** 船舶戦争保険航路定限の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶が次に掲げる 水域を航行することを包括的に承諾する。
 - (1) Lebanon
 - (2) Venezuela ただし Lake Maracaibo および北緯 11 度以南の Gulf of Venezuela を除く。
- 第2条 船舶戦争保険航路定限の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶が東経 52 度と 東経 58 度の間において Iran が自国の領海と主張する水域を通過することを包括 的に承諾する。ただし、通過中に同水域での諸港・沿岸への寄港、積載物の積み下 ろし、人員の乗降等が行われないことを条件とする。
- **第3条** 第1条または第2条における承諾は、当該航海において武器、弾薬を貨物として 輸送していないことを条件とする。
- 第4条 航路定限外航行に関する特別条項(戦争保険用)第2条の規定にかかわらず、当会社は、第1条または第2条の承諾にもとづく除外水域航行の、保険契約者または被保険者による通知を免除する。
- 第5条 当会社は3営業日(当会社の営業日とする。)前の予告をもって,第1条または第 2条の承諾を解除することができる。